

回覧

生 総 第 7 9 号

令和 5 年 8 月 2 1 日

自治会の皆様へ

生駒市長 小 紫 雅 史

(公 印 省 略)

令和 5 年住宅・土地統計調査についてのお願い

平素は、本市行政につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、総務省では 10 月 1 日現在で、全国一斉に住宅・土地統計調査を実施します。この調査は、住宅と居住する世帯の状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにし、空き家対策等住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、全国約 340 万の住戸・世帯（生駒市は約 3300 住戸・世帯）を対象に行われます。貴自治会内も調査地域となっており、下記日程のとおり統計調査員（必ず調査員証を携帯しています）が、調査対象住戸・世帯にお伺いいたしますので、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、統計法により調査に従事する者には厳格な守秘義務が課せられており、調査結果を統計以外の目的に使用したり、他に漏らすことはありません。

調査地域内の皆様におかれましては、調査員が伺いました際にはご協力をよろしくお願いいたします。

(調査の日程)

- 9 月上旬 調査地域内の全住戸等に調査についてのチラシをポストに投函させていただきます。
- 9 月下旬 無作為に抽出された住戸・世帯のみに、調査員が調査票への記入依頼に伺わせていただきます。
- 10 月上旬 調査票の回収に伺わせていただきます。
(パソコン、スマートフォン、タブレット端末からの回答及び郵送による調査票の提出が可能です。)

※問い合わせ先

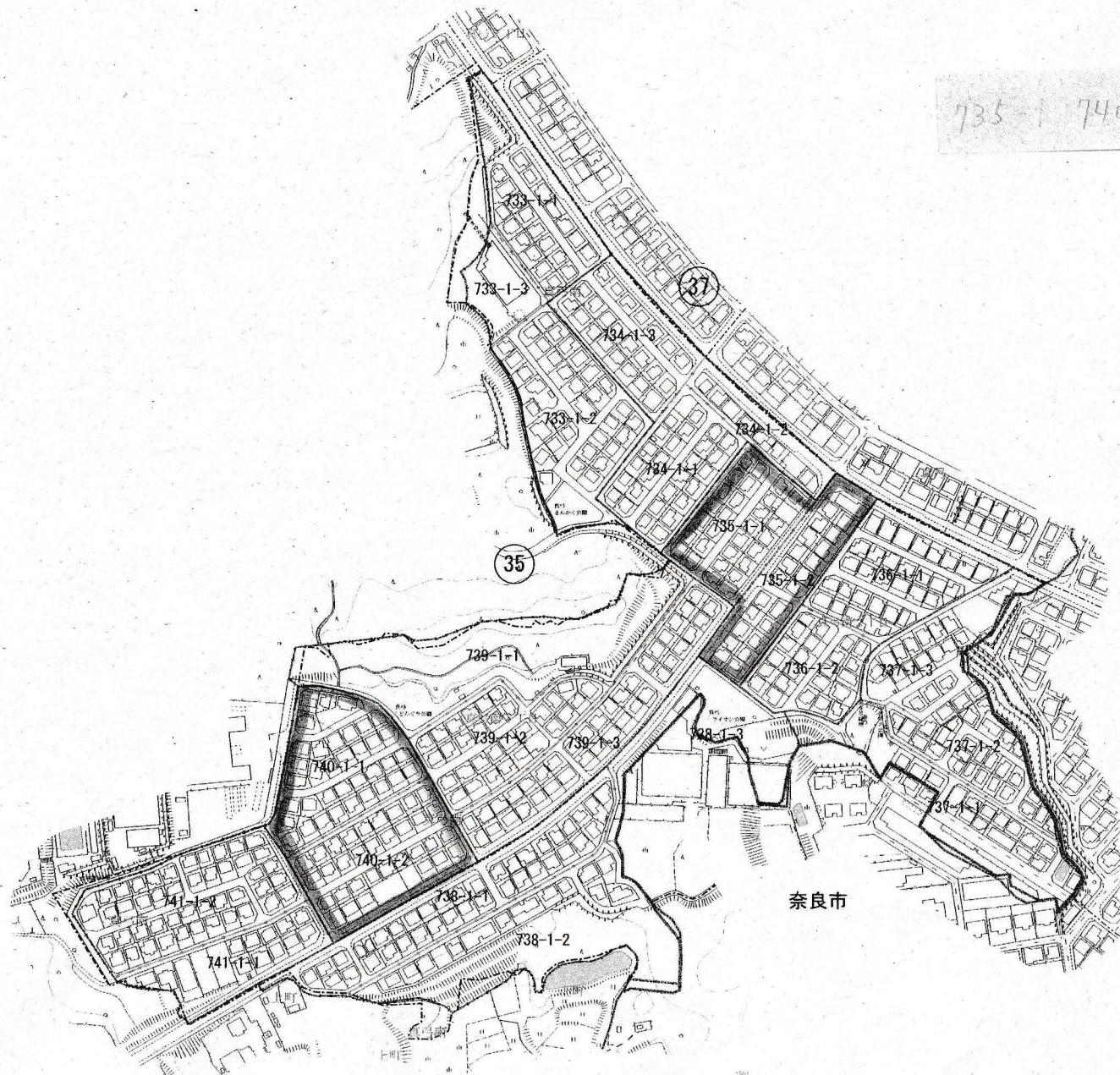
生駒市役所 総務課 情報統計係

TEL 0743-74-1111 (内線 3080)

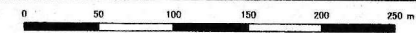
<< 調査区地図 >>



735-1 740-1 真弓南



奈良市





国の重要な統計調査のお知らせです

【令和5年10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します】



令和5年10月1日(日)

みんなのおうち調査

住宅・土地統計調査

みなさまのお住まいになる地域が調査の対象となりました

住宅・土地統計調査は、「統計法」に基づき実施する国の重要な統計調査です。このたび、みなさまのお住まいになる地域において調査をお願いすることになりました。

この地域の中から調査をお願いする世帯が選ばれます

調査をお願いする世帯は、この地域の中から無作為に選ばれます。調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布にうかがいますので、その際にはご回答をお願いいたします。

※今回、調査の対象とならなかった世帯には、調査書類は配布されません。

調査をお願いする世帯に配布



(イメージ)



総務省統計局・都道府県・市区町村

詳しくは 住宅・土地統計調査



<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>



調査員は「調査員証」を携帯しています！

調査員について

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員のしごと

9月上旬から、この地域にある住宅数の確認などを行います。その後、9月下旬からは、実際に調査をお願いする世帯を訪問し、調査書類の配布及び収集を行います。



(様式例)



住宅・土地統計調査について

- ✓ 「統計法」により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。
- ✓ 住生活に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的としています。
- ✓ 昭和23年以来5年ごとに行われており、今回が16回目になります。
- ✓ 全国で約340万世帯を抽出して行う大規模な統計調査です。
- ✓ 調査の結果は、住生活基本計画や耐震や防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されています。



住宅・土地統計調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください



- この調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。
- この調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
- 不審に思った際は、お住まいの市区町村にお知らせください。

調査についてのお問合せは

住宅・土地統計調査コールセンター



0570-06-3939

IP電話の場合: 03-6706-2482 ※ おかけ間違いのないようご注意ください。

設置期間 10月27日(金)まで (土日・祝日もご利用いただけます)

受付時間 午前8時～午後9時

※ ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。